慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英吉利の炭坑並に炭業経済
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.7 (1926. 7) ,p.799(1)- 825(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19260701-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

開店御披露のため本月中
實費御調製可仕候夏服の
御用命は是非當店へ

三田四國町七ノ七
（豐國銀行横）
慶應義塾
御用
桑原洋服店
電話高輪三九一四（呼出）

メガネ
の御用は
正確にして
廉價な

慶應義塾大學病院指定
紫鳳堂眼鏡店
麻布材木町電停際
電話青山七四七〇番

三田學會雜誌　第二十卷　第七號

英吉利の炭坑并に炭業經濟

堀江歸一

一

歐洲戰爭以來英國に於ては、所謂基礎産業（Key Industries）なる言葉が一般に使用され、炭坑業の如き、疑もなく其一に數へられて居る。何を以つて基礎産業とするかと云へば、他の諸産業の命脈を根本的に維持するもの即ち是れであつて、食糧、石炭、鐵の生産の如き、假令び其程度に於て異なるものがあるとするも、他の諸産業に對して、有する關係の頗る深きことが認められる。試に英國に於て、數個月又は二三個月の久しきに亘つて、石炭の生産が遮斷され、當時の貯炭量が消耗されるに至つたとしたならば、電氣蒸氣瓦斯に依る總ての運送、動力の供給、生産上に熱を要す

る製造の如き、總て中止の已むなきことゝ爲り、一方に外國から輸入される石炭は其利用を許さゞる程、高價なるものと爲り、斯くて英國の製造品は其價格に騰貴を來して、內外市場に於て、外國物資との競爭に堪へ難きに至ることは、論を俟たない、歐洲戰爭中、ロイド、ヂョージ氏が軍需大臣に就任し、始めて國民礦業會議の開催されるや、其席上に於て「石炭は英國產業生活に於て至重の要素である。英國產業の脈管を通じて流れる血液は實に石炭の蒸溜されたものであり、平和時代に於て、戰爭時代に於て、石炭王は實に產業の優越した君主である　吾人は外國から物資を購入するに當り、金貨を以つて支拂を爲すに非ずして、石炭を以つて、支拂を爲すものである」と云つたのは、誠に石炭の英國經濟に於ける地位の重要なることを道破した言であると認められる。

更に英國の石炭は其品質の優秀なる故を以つて、國內に石炭を產出する諸國にすら輸出されるのは勿論、伊太利、瑞典、諾威、丁抹の如き石炭を產出せざる諸國に至つては、殆ど英國の供給のみに依賴すると云ふを憚らない。由來英國は輸入超過國であつて、外國に輸出する物資よりも、外國から輸入する物資の多きことを常とする。而して此狀態を以つて、貿易の行はれるからには、往航の船舶は空虛の船腹を擁して、外國に赴き、英國に歸航する際には、船腹に物資を滿載することゝ爲る、否歸航時の滿載を標準として、往航時に船腹の空虛なる船舶を就航せしめることの結果、歸航時に登載される貨物に對する運賃は往航時の費用をも負擔することゝ爲り、夥其高率と爲ることを免かれざる道理であるが、幸石炭の輸出が右の如く行はれ、殊に石炭の重量ある物資であることは往航時に於ける船腹に對するバラストと爲り、其外國港灣に積卸されて、空虛と爲つた船腹に原料品を積載することゝ爲り、斯くて其運賃の負擔を輕減する效果を齎すに至る。英國が世界的工場として、其經濟を營む上に於て、外國から輸入される食料品原料品の運賃負擔の輕微と爲ることは、其絕對的必要條件を以つて、目される所であつて、石炭の輸出が英國に取つては、普通の輸出品としての外に、特殊の意義を有すると解される所以である。

二

然るに英國の炭坑業は其採炭量に於て、將た又其輸出額に於て、戰爭直前の千九百十三年を以つて、絕頂に達し、爾後容易に其程度に達するを得ない。即ち產出石

炭の數量は（單位百萬噸）

一九一三年	二八七、四
一九一四	二六五、七
一九一五	二五三、二
一九一六	二五六、四
一九一七	二四八、五
一九一八	二二六、五

と爲る一方に、輸出の方も（單位百萬噸）

	一九一三年	一九一九年	一九二三年	一九二四年
北歐諸國	一九、九	二二九、二	八、四	九、四
獨逸	八、九	二二九、五	一四、八	六、八
佛蘭西	一二、七	一六三、二	一八、八	一四、五
南部中央歐羅巴	一七、〇	二四九、六	二三、九	一六、五
蔴米	六、八	二七六、〇	四、〇	四、四
英領諸地方	四、九	二六九、〇	二、九	四、一
其他	二、七		六、四	五、六
合計	七三、四		七九、四	六一、六

であつて、千九百十三年と千九百二十四年とを比較して、其間の減少の著しきことが認められる。英國に於ては、年來石炭の產額を三億噸に上らしめ、其四分の一を外國に輸出し、他の四分の三を內國の需要に供へたならば、以つて石炭を通じて、其輸出に伴う利益を國民經濟に須つと共に、內國の一般消費者幷に製造業者に對して、價格の低廉と供給の豐富とに伴う利益に浴せしめることが考へられて居つたのである。然るに上記の如く石炭の產額が減少して居つては、如何に其四分の一見當の數量が輸出されるとしても、輸出額の少なきは勿論、減少した產額から四分の一を控除して內國に留まる石炭も亦供給を充す點に於て、缺ける所なきを得ない。何故に斯く石炭の產額に減少を來したか、其理由として、一般に理解される所に據れば、第一に歐洲戰爭に際し、多數の炭坑夫が兵卒として、徵募され、大陸戰場に於て、塹壕戰に從事し、其多くは或は陣歿し、或は負傷して、戰前の炭坑業に復歸するを得ざるに至つたこと、第二右に依つて生じた炭坑夫の缺員は不熟練勞働者を以つて、時に婦人未成年者を以つて之を充たした爲め、充分に勞働上の能率を發揮するに至らざること、第三加ふるに千九百八年の八時間勞働制に續いて、千九百十七

年七時間勞働制採用され、斯くて生じた勞働時間の短縮は未だ炭坑夫の能率に有利なる影響を及ぼして、採炭量の增加に資するに至らざることの三點が擧げられる。尤も英國に於て坑夫一人當りの採炭量の減少しつゝあることは、數十年來の事實であるが、其れが近年に至つて、特に著しきを告げるを見るが如き、上記諸原因の然らしめる所である。即ち

	毎年平均採炭量坑夫一人當り
一八七九——一八八三年	三一九噸
一八八九——一八九三年	二八二
一九〇九——一九一三年	二五七
一九二四年	二二〇

と爲るが如き、明に右の事實を語るものである。加ふるに外國市場の狀況を見るに、佛蘭西、伊太利には獨逸賠償石炭の供給されるものあり、佛蘭西の石炭產額亦增加するものあり、內國に於ては、石油幷に水力の石炭に對する燃料としての競爭次第に酷烈なるに至れるとすれば、是等の事情が相重なつて、內國の炭坑業を壓倒し、斯業をして經濟上、不如意の地位に立たしめるに至ることも、亦已むを得ざる所と考へられるのである。

三

英國炭坑業に於ける不如意の事情は歐洲戰爭の直前に於て、既に其端を發して居つたのである。而して戰時石炭の供給を潤澤ならしめることの必要の認められるや、政府は所謂戰時炭業政策なるものを決定し、諸方面に向つて、種々の施設を試み、以つて萬全の效果を擧げることを期したのであつて其政策の或るものは、尙ほ其形跡を存し、今回の炭坑罷業にも直接に關係を及ぼして居るのである。元來英國に於て石炭業は重要なる產業であるに拘はらず、同國經濟政策の基調たる自由放任主義は國家をして斯業に干涉する所を少なからしめたのである。即ち在來炭坑若しくは炭坑業に適用されて居つた法律は第一炭坑制限法、第二炭坑夫八時間勞働法、第三炭坑夫最低賃銀法の三者であり、第一は千八百四十二年に制定され、爾來千九百十一年に至るまで、屢次の改正を受けたが、要するに坑內作業の安全を主眼としたものであり、第二は千九百八年を以つて、第三は千九百十二年を以つて、各々制定されたものであつて、其效果の及ぶ所も亦限定されて居り、國家と炭坑

業との關係は頗る簡單であつたのである。然るに千九百十五年政府が所謂戰時炭業政策なるものを採用して以來、此般の關係は面目を一變するに至つた。何を以つて戰時の炭業政策としたかと云へば、其要領は左の數點に外ならない。

第一、炭坑夫の軍隊徵募に依つて、脅かされる石炭の產額を維持し、又進んで之を增加すること、

第二、經濟上幷に政治上外交上の理由に基き、石炭の輸出を管理すること、

第三、石炭の價格の暴騰に對して、內國消費者を保護すること、

第四、內國の各方面に向つて、最も經濟的に石炭を分配すること、

第五、勞働爭議に依る石炭業の杜絕を防止すること、

第六、利益の多き炭坑に就て徵收した賦課金を以つて、利益の少なき炭坑に對する補助金に充てること、

右の要綱に就て考へるに、英國が石炭の產出に依頼する所の如何に大なるかは、戰爭の當初に於て、明に承認されたに拘はらず、炭坑夫の出征は前記の如く產額に減少を來した、然るに石炭に對する需要は內國に於ける普通の消費のある上に、軍需工業に於ける燃料として、增進を告げた爲めに、其價格に暴騰を惹起さゞるを得なかつた。茲に於てか政府は早くも千九百十五年石炭の輸出に制限を施し、續いて炭價制限法を制定して、石炭の出坑價格を制限し、一噸に付き戰前の價格に對して、四志を超過す可からざることゝした。然も此程度の騰貴に對してすら、聯合諸國が英國炭價の昂騰に就て、抗議を申出づるや、炭坑主、輸出業者幷に海運業者は政府と協定して、聯合諸國の爲めに、炭價を低廉にすることゝし、之に次いで商務院は戰時特別の權限に基き、炭價を制限すると共に、內國幷に聯合諸國の爲めに適當の分配を行う可き方策を講じた。

勞働爭議は開戰と同時に勞働者側から休戰の提議出で、一時勞資間の融和を見るを得たが、斯の如きは到底其永續を期し得べきものではない。南ウェールスの炭坑には千九百十六年の終に臨んで、爭議發生し、石炭の供給危險に瀕した結果、之に對する應急策として、政府は同年十二月一日同地方の炭坑を政府の管理に移し、續いて千九百十七年三月全國の炭坑を擧げて、炭坑局（Coal Mines Department）の管理に屬せしめた。個より個々の炭坑の經營は從來の如く坑主之に當るのであるが、

管理局は全體の炭坑に對して、一國の必要に應じて、誤まらしめざるが如くに、石炭を分布することの命令を下すのである。

斯の如く炭坑の管理が政府に移されると共に、坑夫の賃銀は最早や各炭坑所在地に於て、個々に決定せらる可き問題ではなくして、全國的に決定される問題と爲つた。斯くて行はれたものが所謂プーリングの政策であつて、政府は各炭坑に就て既往三年間の利益平均額を算出して、之を標準利益とし、實際の利益金が此標準額を超過した炭坑に對しては、超過額の九割五分を政府に於て收納し、之を標準利益に達せざる他の炭坑に交付することゝし、斯くて政府管理の結果として、英國全體の炭坑經濟を統一し、以つて採炭量の增加を期し、一方に坑夫の賃銀も亦政府に於て全國的に決定し、七百五十萬磅の補助金を政府から交付して、賃銀の支拂に支障なからしめ、進んで軍需品法の下に、炭坑の爭議に强制仲裁制度を適用したのである。

四

右の如き戰時炭業政策の下に、炭坑業に於ける勞資の關係に平和を維持することは、政府の期待する所であり、又實際に多少の效果はあつたが、此事たる、固より一時的であり、又單に外見を裝うに止まつた。現に炭坑夫は政府に對して、種々の要求を致して居つたが、千九百十九年一月具體的要求として、賃銀三割の引上、六時間勞働制の實行等を主張し、後に炭坑國有の一個條をも之に加へた。政府は固より斯る要求に接して、之を容れるを得ない、單に一日一志の割合の下に、賃銀に一般的增率を施すの案を以つて之に酬い、罷業の起る危險を賭しつゝ坑夫側に對する交涉を重ねつゝある間に、坑夫組合は委員會を設立して、時局に關する判然たる意見を求めると、云ふ政府の議に贊成し、結局同年二月サー、ジョン、サンケーを委員長とする石炭委員會の組織を見るに至つた。而して此委員會は千九百十九年三月多數中間報告を政府に送致し、其要項として揭げられた

第一、勞働時間を從來の八時間から七時間に短縮する、尙ほ千九百二十年末に於ける炭坑業の事情、之を許すときは、六時間に短縮すること、（此事は千九百二十年末の經濟狀態から云つて、遂に實現されるに至らず、却つて、一時なりとも八時間勞働制に復歸する希望の坑主側に起りつゝあるに對し、一度び六時間勞働制を

耳にした坑夫側が飽くまでも此所に到達する熱烈なる希望を懷くに至つたこ
とも、注目す可き所である。）

第二、從來の八時間勞働制は炭坑に於ける地下の勞働者にのみ適用せらる可き
ものであつたから、地上勞働者の勞働時間は別に之を定め、一週間四十六時間半
とすること、

第三、賃銀に就ては、一日二志の割合を以て。之を增加し、十六歲以下の者には一志
の割合を以つてすること

の三點は直に政府の採擇する所と爲つて、實行の緒に就くを得たのである。
然も炭坑業は此當時から經濟社會一般の不景氣と炭坑業其ものに於ける特殊
の不景氣とに依つて、苦しめられて居つた其際に、炭坑業者としては、新に賃銀增加、
勞働時間の減少の形態に於て、負擔の加はるものあるに至つたのである。戰時石
炭政策の行はれた間には、之に依つて斯業に一時の小康は保たれたとしても、其千
九百二十一年三月を以つて廢止されて、坑主坑夫双方共に自由の立場を占めるや、
坑主は坑夫の勞働條件改善に關する要求に對して、頑强なる態度を持し、之に對し
て政府の干涉の加はれることを好機として、彼等は補助金の交付に依つて、自己の
負擔を補ひ、以つて局面を展開する手段に出でたことも亦敢て怪むに足らないの
である。現に戰時石炭政策の廢止された千九百二十一年三月を以つて勃發した
同盟罷業の如きは、同年七月に至つて漸く解決の曙光を仰ぐを得たのであるが、歸
着する所は要するに坑夫の賃銀率增加に應ずるに、炭坑に對する國庫補助金を增
額し、前者に依つて、坑主の蒙る負擔を後者に依つて、相殺補償し、坑主の利益を保護
する一方に、坑夫の要求をも或る程度まで滿足させ、依つて以つて斯業の安定を謀
ると云ふ彌縫的のものと爲つたのである。

唯此際吾人の看過する能はざる所の一事は戰時石炭政策の下に、政府が全國の
炭坑業に或る程度の統一を付すること丶爲つてから、此事が坑夫に刺戟を及ぼし
たものと見へ、坑主が各坑區に就て個別的に賃銀を決定しやうとするに對して、坑
夫は全國的に之を決定しやうとする希望を懷くに至つた點である。現に千九百
二十年十月の炭坑罷業に際し、賃銀問題は炭坑業の收める利益に徵し、又餘剩利益
の如何に取扱はれる可きものであるかの原則を考へ、千九百二十一年三月以前に

案を具して、政府に通告すると云ふ條件の下に、一時的解決を告げ、右の時期に於て愈々賃銀問題を解決する時期に會するや、坑主は以前の地方的基礎に置かれた賃銀制に復歸しやうとするに對して、坑夫は政府管理の下に於けると同じく、全國的プールの繼續幷に全國的賃銀の決定を主張し、兩者の議の合はざる爲めに、遂に四月一日から七月四日に亘る事業の休止を見るこゝゝ爲つた。而して當時の能業解決條件に於て、坑夫は全國的賃銀決定に關する要求を撤回せざるを得ざる破目に陷つたが、尙ほ賃銀決定の機關として、全國的裁定局（National Board）と地方的裁定局（District Board）とが設けられ、更に全國の賃銀を成る可く畫一的のものたらしめる一助として、政府から若干の補助金の交付される制度の確立したこゝゝ、坑主の收得する利益金に對して、坑夫をして參加せしめる方法の講ぜられたとの點に於て、一方に坑夫の要求の或る程度まで、貫徹したと共に、他の一方に全國的プーリングの精神の次第に發揮されることが認められるのである。

五

斯くて炭坑業に對する政府の補助金交付と炭坑夫の賃銀制度との間に、離る可からざる關係を生ずるに至つたのである。元來英國炭坑業の賃銀制度としては、其根柢に標準賃銀制があり、蘇格蘭幷にフォーレスト、オヴ、デキーンに於ては千八百八十八年、ノーザンバーランド幷にダーラム、ヨークシャー、ランカッシャー、ミッドランドに於ては千八百九十一年に定められた賃銀を標準とし、爾後時勢の變遷若しくは炭價の高低に依り、坑主坑夫兩組合の協定に依つて、右の標準賃銀に對して若干の割增を付するこゝゝ爲つた。而して千九百二十一年六月の賃銀協定に於ては（一）各礦區の利潤は坑主の帳簿に就き、坑主坑夫双方の側に依つて任命された獨立の公共會計監督人をして調査算出せしめること、（二）各礦區に於ける標準賃銀は千九百二十一年三月末日各礦區に行はれた賃銀に千九百十四年七月の各礦區割增を加へたものを以つてし、個數賃銀に就ては、勞働時間の八時間から七時間に短縮した爲めに生ずる減額なからしめるやうに、若干の割增を爲すこと、（三）右標準賃銀に二割を加重したものを以つて、最低賃銀とすること、（四）各礦區に於て、標準賃銀支拂高の一割七分に相當する金額を以つて標準利潤とし、一礦區に於ける利益金の內から、此金額を控除し、尙ほ剩餘があつた場合には、

最低限度以上に賃銀を引上げる財源に充てることの諸點を決定した。然も右の計算を以つてしては、到底標準賃銀を最低賃銀に引上げるを得る望みの存せざるを爲め、千九百二十一年七月の議會に於ける決議を以つて、右に揭げた炭礦補助金を一千萬磅に引上げることゝなつたのである。而して千九百二十四年五月の爭議に際しては、賃銀協定は多少勞働者に有利と爲り、上記の二割增は三割三分の一增に引上げられたが、翌二十五年七月一日に至るや、坑主側は右の賃銀協定の下に、費用の增加する勢に堪え難きことを理由として、三個月以前の豫告を以つて、協定を廢業する意思を發表し、八月一日に至るまで、新協定成立せず、同盟罷業の勃發、目睫の間に迫り來つた結果、首相ボールドウヰン氏は坑主組合幷に坑夫組合の代表者と會合し、當時から千九百二十六年二月一日まで、坑主をして從來通り協定賃銀の支拂を繼續せしめる條件の下に、政府は年額二千五百萬磅の補助金を下付する一方に、炭坑問題の全體に亙つて、調査する目的を以つて、一の委員會を組織する方法に出でた。

右に云ふ委員會は即ち石炭生產能率改善法の調査を主とし、バーバート、サミユール氏を委員長に推して、組織されたものである。此委員會の報告書に就ては姑く之を措き、上記の事情に依つて、英吉利に於ては、國庫の炭坑に對する補助金と坑夫の賃銀制との間に離る可からざる關係を生ずるに至つたのであるが、斯る補助金支出は炭業政策として、賢明なるものであつたかどうかは、一個の疑問に屬する。現に上記サミユール委員會は此點に就て、

補助金の交付される爲めに、國の全體に就て、之を見るときは、一噸に付き一志六片の利潤を生ずるに至つた。補助金なき場合には、一噸に付き一志六片以下の損失を爲すものあり、東部炭坑區域の如き、利潤の些細なる程度に止まるものあり、又ノーザンバーランド、ダーラム、南ウエールスの如き一噸に付き三志の損失を蒙るものもある。故に補助金なきものとして、計算するときは、石炭の七割三分は實に損失を蒙りつゝ產出されるのであつて、然も一噸當りの一志以上の損失は南ウエールス幷に蘇格蘭に於て、全產額の八割を、ダーラムに於て九割を、ノーザンバーランドに於て九割九分を占めることゝ爲る

と報告して居る。

六

茲に於てか英國炭坑業に關して、問題の焦點と爲る所が次第に判然たる形態に於て、現はれ來りはしないであらうか。之を炭坑夫の側から見ると、彼等が今日賃銀の增加を要求することに就ては、二個の理由に徵して、是認せらる可き根據がある。第一戰爭直前と戰後の今日と比較して、一般勞働者の生活費には七割五分の增加を告げて居るに對して、炭坑夫の賃銀は五割九分の增率に止まる、斯くて彼等の名目賃銀は增加したとしても、實質的には減少を蒙つて居る、第二近年炭坑主が下記の事情から、炭坑の設備殊に勞働者保護設備に資本を投ずるに鄙吝と爲つた結果、坑夫が坑內に於ける作業中に傷害を蒙る危險率著しく加重し、之に酬ゆる爲に、賃銀の增率を必要とすることの二點は爭う可からざる事實に屬する。然るに坑主側の意見を以つてすれば、斯く他の事業に對し、又生活費に對して、均衡の求められざる程に低く爲つて居る坑夫の賃銀に減率を加へるか、又は勞働時間を延長して、償う所を得るか、二者の孰れかを求めやうとする。坑夫が是等要求の孰れをも不當として、承認を與へざるは、論を俟たない。現に多年坑夫總同盟の事務に掌し、又千九百十九年の石炭業委員會に於ては、坑夫側の利害を代表して健闘したロバート、スマイリー氏は四月三十日發行の「レーボア、リーダー」に於て

現に多くの炭坑區域に於ては、坑夫は戰前の生活費よりも著しく低き賃銀を收めて、仕事に從つて居る。然も坑主は更に一層低き平準點に賃銀を低下せしめやうとして已まない。彼等は一國の產業には生活賃銀の如きものは、存在しないと云ふに拘はらず、利潤は必ず最先の機會に於て、之を占めやうとする。之に對して坑夫の主張する所は適當なる生活こそ產業に對する第一の負擔でなければならないと云ふことであつて、利潤に先だつて、適當の賃銀を獲得することが坑夫のスローガンと爲るのである

と論じた。然しながら是れは坑夫の側から考へた所であつて、吾人は他の一方に坑主の側からも亦考へなければならない。然らば今日坑夫の要求しつゝあるが如き賃銀の增率が果して坑主に依つて、承認され得るかどうか。戰前炭坑業に放下された資本金は一億三千五百萬磅であつて、其れから生ずる利潤は一千三百四十三萬四千磅であつた。此資本の四分の一は六分利付の社債券に依つて、調達さ

れて居るから、資本金の四分の三に對する純利潤の割合は一割一分五厘に當る計算と爲る。南阿の金鑛業に資本を投下して居る資本家が一割四分乃至五分に相當する利潤を收めつゝある事實に對照すれば、假令ひ炭坑業は金鑛業に比較して、事業經營上に於ける危險率の少ない點から、利潤の低きことを當然とするとしても、聊か均衡を失し過ぎはしないかと云ふことが考へられるし、更に戰後に於ては、炭業一般の不振に依り、又千九百二十四年の賃銀協定に依つて、右の利廻りに減少を來したとすれば、坑主が新に事業に資本を放下することを好まず、上記の如く危險豫防の設備すら、之を不完全の狀態に置くことも、亦事情の已むを得ざるものと考へられる。

更に此點に就て、近時一ッの新しき非難が保守黨內閣の財政策に就て加へられて居る。其れは外でもない、政府が千九百二十五年十二月金貨本位法を以つて、金の輸出解禁を行つた一事である。金貨本位法が一時的暫行法であつて、永久的法律でないことは、吾人に何を語るであらうか。英國が金輸出解禁の準備の未だ充分に行はれざるに拘はらず、之を即行する必要から、或は一般國民の金貨自由鑄造請求權を停止したり、或は英蘭銀行に銀行券の金貨兌換を行う義務を免除したりするが如き變則の方法を用ひざるを得ざるに至つたことは明白の事實であつて、政府が一時の功名を貪る爲めに、斯る手段に出でたものであり、國民の幸福よりも、政治上の權略に重きを置いたものではないかと云ふ非難があり、殊に時の財政當局者が從來政治家として、功利的態度に出でることの著しかつたウヰンストン、チャーチル氏である爲めに、特に此種の攻擊の盛なるを見るのである。然し手段の如何なるものであるか、目的の如何なる邊に在つたかを問はず、兎に角金貨本位法の下に、金の輸出禁止の解除されたからには、磅價値の急騰し、又急騰した儘、平定したことは、爭う可からざる事實であつて、此事が一方から云へば、內國の物價に不利の影響を及ぼすと共に、他の一方に石炭の輸出を困難ならしめ、兩者相重なつて、英國炭坑業に對する一打擊と爲り、今回の如き爭議を釀成するに至つたと稱されるのである。

七

何れにしても英國炭坑業の狀況右の如くである以上は、政府の補助金を離れて、

坑主をして今日以上に賃銀增率の支拂を負擔せしめることは、非常の難事とせざるを得ない。換言すれば英國炭坑の經營若しくは其經濟に斯る行詰りを生じ、坑主は利潤の乏しきに苦しまなければならず、坑夫は低廉なる賃銀を收めて、危險率の高き仕事に從はなければならず、國民は石炭の產額減少に伴う高價の負擔を忍ばなければならないと云ふが如くに、到る所に愁訴の聲を耳にするのは、何故であるかと云へば、要するに英國の炭坑業が全體から見て、老衰期に入り、老大國の經濟に免かれ難き悲境に陷つた一方に、炭坑其ものに幾多の缺陷があつて、特に此悲境を甚だしからしめることに、之を歸しなければならない

茲に於てか炭坑國有論の實行に依つて、斯く行詰つた局面を展開しやうとする議論の擡頭するに至るのは、當然の勢であると考へられる。而して炭坑國有論たる、曾に炭坑經濟整理の見地から主張されるに止まらず、更に一步を進めて社會的正義の見地に基いて、立論されるのである。第一の炭坑經濟整理の見地から來る國有論の論據は千九百十九年の炭業委員會報告書に於て、明瞭に語られて居る。即ち同報告に於ては、炭坑經營に於ける現行制度の缺點を指摘し、第一、千五百の會社が互に異なる方式の下に於て、事業を經營し、其內の或る會社は頗る舊式の設備を用ひ、作業上の成績の不良なること、第二炭業の行はれる區域の諸所に分散して居る結果、配給販賣に不便を生ずること、第三全體に於て炭坑業に於ける生產力の消耗しつゝあることの三點を擧げた。是等の三點から出發して、直に國有論を主張すると云ふのは、甚だ燥急であると云ふ保守的議論も、行はれるが、若しも國有制度の下に、國家が炭坑の處理に就て、絕對の權限を持つに至つたことを機會として、舊坑を閉鎖し、事業を統一し、有望なる炭坑に資金を注入する方針に出でたならば、上記の諸缺點は自ら除却される道理である。本來英國に於ける如く、各地方炭坑を通じて、其間に生產著しき相違の存することは、他に比類を見ざるものと稱される。現に往年サンケー委員會が四百五十八の炭坑に就て、調查した所に據ると、石炭一噸の生產費は最低の十二志六片から、最高の四十八志に至るまで、千差萬別の趣きの存することが認められる。然も石炭にして品質の同一のものである以上は、同一の市場に於て、同一の價格を以つて、賣却されなければならない一方に、最も貧しき炭坑をして存立せしめるには、炭價は斯る炭坑の生產費を標準として、決定

され、斯くて數、炭價に騰貴を見ざれば、已まざるに至る。英國に於て最も貧しく、坑區料を負擔する餘地なく、經營者に相當の利潤を與へるを得ざる炭坑の存在する一方に所有者には坑區料を、經營者には利潤を與へる餘裕を持つ炭坑を見るが如き、一に右の事情に基くものであつて、或は炭價の騰貴を來し、或は此騰貴を避けるには、他の施設を必要とするに在る所以である。然らば此點に關聯して、從來如何なる施設が行はれたか。政府が炭坑業にプーリングの制度を採用し、富裕なる炭坑をして貧瘠なる炭坑を維持する爲めに、若干の負擔を荷はしめ、更に政府自ら補助金を交付するが如き、即ち之に當るものと云へる。斯の如くしたならば、當然廢坑に歸するか、又は炭價の昂騰に依つて、辛うじて命脈を維持し來つたか、孰れの一の狀況に居る炭坑も存立するを得るかも知れない。然しながら右の政策は國家の權力の炭坑經營に加へられる動かす可からざる證左であつて、此制度の是認される以上は、炭坑國有に對する反對論は其價値の大半を失ひ、却つて國有其ものを稱讃せざるを得ざるに至るのである。蓋し國有の下に、國家が一方の炭坑を通じて收め得た利益を他方の炭坑に頒ちて、兩者の存立を全うするのは、頗る自然であつて、私有制度の下に、一方に課した負擔に依つて、他方の利益を謀るが如き、不自然の跡を存しないからである。

八

社會正義の見地から來る炭坑國有論が具體的に現はれたのは、必ずしも古しとしない。フエビアン一派の社會主義者は夙に國民產業幷に國民生活に重要の關係ある事業又は財產の國有若しくは公有を主張し、千九百十八年一月勞働黨大會に提出され、同年六月の大會に於て可決された「勞働と新社會秩序」と題する綱領の第二に於ても、「產業の民主的管理に就て、勞働黨は鐵道、礦山、發電業等の國有即行を要求すると共に、船舶、毛織、皮革、被服、製靴、製粉、麪麭、屠獸業に就ては、從來の國家監督を繼續する必要を聲明する」と云ふことを掲げた。是等の言論が炭坑國有に關する實行運動に刺戟を與へるに至つたことは勿論であつて、彼の產業三角同盟が千九百十九年强制徵兵制度幷に對露軍事的干涉に反對する意嚮を聲明し、政府に向つて、總同盟罷業を賭して、要求を貫徹しやうとし、當時は遂に此擧に出でなかつたが、其折衝の間に於て、炭坑國有論が主張され、政府をして此問題を調査する爲めに、

千九百十九年の委員會を組織するに至らしめたのである。而して此委員會に於て炭坑國有論は委員長サンケー氏幷に坑夫側の代表者に依つて主張され、爾來英國社會運動に於ける一目標に充てられて居ると云ふことを憚らないのである。アール、エッチ、トウネー氏は英國現代社會運動の目標として、第一生活幷に仕事の最小限度を劃定すること、第二商業上の便宜を擴張し、總ての人をして所得の多寡如何に拘はらず、浴く之に浴せしめること、第三課稅の機關を利用し、餘剩の富を公共の利益に供せしめること、第四行政機關が編成され、經濟組織が斯る變革を行うまでに成熟した時を以つて、全國民の生活の依つて以つて繫がる基礎的產業を公共の所有に移し、公共的企業として、國に對する職能を唯一の眼目に充てゝ、經營することの四點を擧げたが、炭坑國有論の如き、即ち上記第四の原則の一端として、主張されるのであるし、又今回の爭議に於て、坑主側は各炭坑區域に依つて、異なれる割增を坑夫の賃銀に加へやうとするに對して、坑夫側が全國的に協定さることを求めたのは、即ち上記第一の原則に據つたものに外ならない。

從來炭坑業に勞働爭議の起るや、其當事者は國家を代表する政府、坑主を代表する坑主組合、炭坑夫を代表する坑夫總同盟の三者であつて、三者の間に利害關係の異なるものゝある所から、此般の交涉を紛糾せしめる趣きの著しきものがあつた。最近に勃發した爭議に於ては、政府と坑主組合とは殆ど同一體と爲つて、坑夫組合に對抗し、斯くて三者の利害關係は二者と爲つたが、斯の如きは資本主義の色彩の最も濃厚なる保守黨內閣の下に於て、現はれた特殊の事相であつて、一の除外例を以つて、見ることを當れりとする。炭坑國有制度は普通爭議の起つた際に、利害關係者を國家と坑夫との兩者に止め、斯くて事件の解決を簡單ならしめるを得るさ云ふ見地から主張されるが、更に炭坑の經營に對して、坑夫組合の代表者が參加し、國有を民主的管理と併せ行はれるとしたならば、如何であるか、利害關係者は殆ど單一と爲ると云ふことが云へる。此事も民主的管理の附隨する國有論に於て、有力なる根據を以つて、目される所である。